

辰野町 Tatsuno Town New Farmer's Guide

農地のかり方 ガイド



2026.03.18

辰野町で農業を始めるための5つの方法

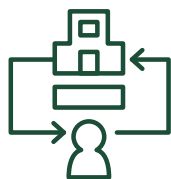
Tatsuno Town
New Farmer's Guide

フィールド目線

本格的に農地を借りたい・探したい

1. 中間管理機構

県と町が間に入り、貸し借りをマッチング。
契約・支払いが一本化され、安心して借りられます。



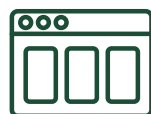
2. 農地法3条

農業委員会の許可を得て、貸主と直接契約する方法。
伝統的な制度ですが、営農計画等の審査が必要です。



3. 農地バンク

「借りたい」「買いたい」情報を町が収集・提供。
まずは場所を探したい方向けです。



スキル目線

農業を学びたい・体験したい

4. たつの営農で学ぶ

地域の集落営農組織に参加。
農地や機械を持たずに、共同作業を通じて技術を習得できます。



5. JA インターン制度

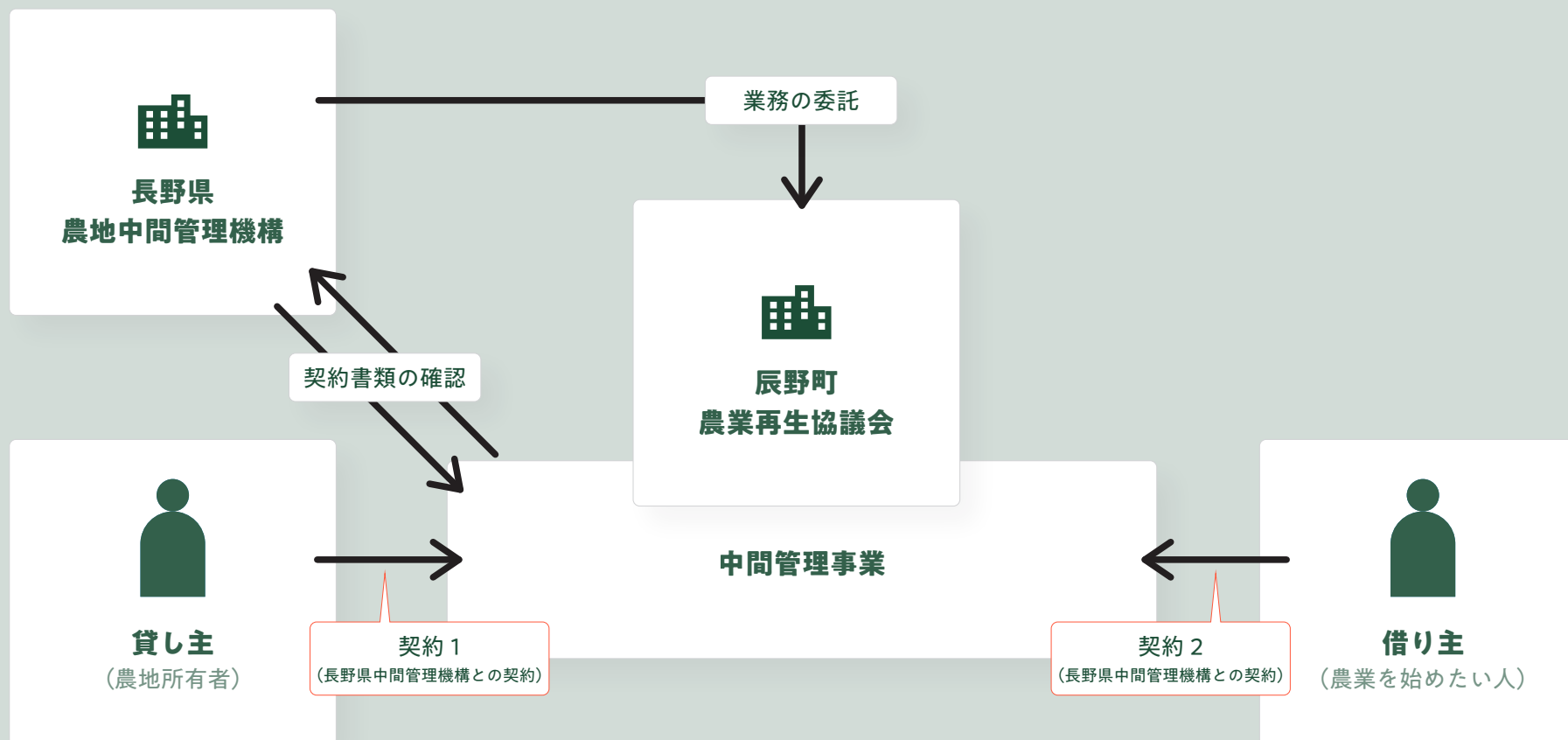
給料をもらいながらプロ農家のもとで実地研修。
将来の独立・就農を目指す若手向けの本格的な制度です。



方法 1：中間管理機構の仕組み

効果的な農地の集積・集約を進めるための中間的受け皿となる組織で、長野県では（長野県農業開発公社）がその役割を担っています。公的機関であり、賃料の受渡を含め、安心して農地を貸借できます。

Tatsuno Town
New Farmer's Guide

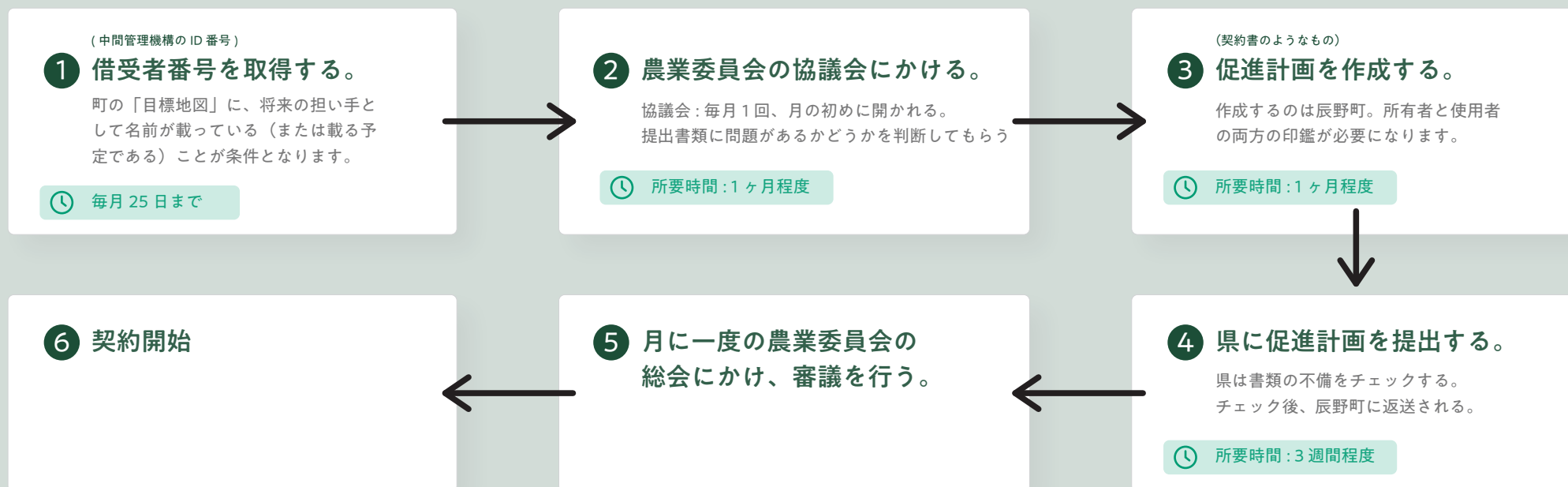


- ・ 借り主は機構と契約するので、貸し主と直接交渉する手間が省けます。
- ・ 県から町へ業務委託されているため、実際の相談窓口は辰野町役場になります。
- ・ 農地を借りる場合のみ利用可能。対象者は法人または個人になります。（法人は適格法人出なくても ok）

方法 1：中間管理機構を利用する手順

Tatsuno Town
New Farmer's Guide

窓口・申請者	締切日	必要書類
辰野町役場 産業振興課 農政係 TEL : 0266-41-1111	毎月 25 日締め 例：1/24 申込→2/5 頃に取得 1/27 申込→3/5 頃に取得	①農用地利用集積等促進計画 （「促進計画」と略すこともあります） ②代表者指定届及び同意書 （※相続の場合）



①～⑥まで、最短 2-3 ヶ月 / 最長 4 ヶ月程度は必要になります。

※申請時期や窓口の忙しさによって、スムーズさは異なります。

方法 2：農地法 3 条の主な条件

「農地法第 3 条」は、農地を耕作目的で売買・貸借などにより権利移動する際、農業委員会の許可を必要とする規定です。

農地を適切に耕作できる者に利用させることを目的とし、耕作しない目的での農地取得（資産保有や転売目的など）を防ぐ役割があります。

Tatsuno Town
New Farmer's Guide

申請書の中にある「営農計画」に基づき、以下の 3 つの観点から厳正に審査されます

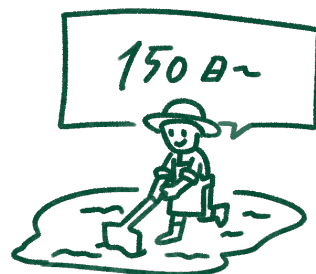
1



全部効率利用

- ✓ 借りる農地のすべてを耕作に利用すること。
- ✗ 一部だけ農業をして、残りを放置することは認められません。

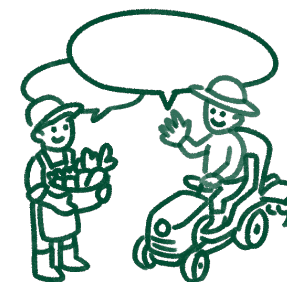
2



常時従事

- ✓ 本人または家族が農作業に常時従事すること。
- ✓ 目安として年間 150 日以上の従事が必要です。

3



地域との調和

- ✓ 周辺地域の農業に支障を及ぼさないこと。
- ✓ ヒアリング等を通じて、地域の一員として活動できるか確認されます。



- 転貸（また貸し）は禁止されています。
- 法人の場合は「農地所有適格法人」の要件が必要です。

- 契約期間は延長可能です（何年間借りるか事前に取り決め）。
- 要件を満たさない場合は許可の取り消しもあり得ます。

方法 2：農地法 3 条を利用する手順

Tatsuno Town
New Farmer's Guide



①～⑤まで、最短 2 週間 / 最長 1 ヶ月 + 数週程度は必要になります。

※農業実績の有無で審査は厳しくなります。（例えば、週末だけ農業に従事する人も営農計画をしっかりと確認します。）

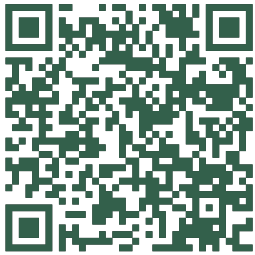
方法 3：辰野町農地バンクで情報収集

町の情報を活用して、農地を探す・貸すきっかけを作る

Tatsuno Town
New Farmer's Guide

Web で検索

Q 辰野町 農地情報



辰野町公式ホームページ
「農地を借りたい方、買いたい方へ」
ページをチェック

https://www.town.tatsuno.lg.jp/gyosei/soshiki/sangyo/shinkoka/shigoto_sangyo/4/3/4016.html

マッチングの流れ



1 情報の閲覧・問い合わせ
web や窓口で情報を確認し、町へ連絡。

2 現地案内 (希望があれば)
町の職員が借りたい人に場所を案内します。

3 貸す人 (所有者) とアポイント
農地相談会などを通じて、貸す人と顔合わせ。

4 マッチング成立
条件が合えば、具体的な契約手続きへ進みます。



口約束だけではトラブルの元になります。
申請書類でのやり取りを基本にしましょう。

方法 4：たつの営農で学ぶ

地域の集落営農組織「たつの営農」に参加し、実践的なスキルを習得する

Tatsuno Town
New Farmer's Guide

たつの営農の概要

町内 14 の集落営農組織で成り立っています。農地の維持管理や、農作業の共同化を行っています。
組合自体が中間管理機構から農地を借り受けているため、個人で農地契約を結ぶ必要がありません。

参加条件 / 対象者

誰でも OK
農機具不要

メリット

実践的な学習をしつつ、収入を得られる

草刈り・水稲・蕎麦などの作業を分業で経験できる。
農作物からの収益や作業賃金を得られる。

手軽にスタートできる

個人の大幅な設備投資が不要。
お米などは機械があれば、手間はそれほどかからない。

信頼と将来性がある

営農組合は地域の信頼できる受け皿として機能する。
新規就農を検討している人は、営農組合で作業を学んでから、独立もありうる。

▲デメリット・注意点

費用の発生する

組合員になる場合、出資金を支払う必要があります。

品目が制限される

経営効率を重視するため、儲からない作物は作りません。
手間がかかりすぎるため、野菜栽培は基本行っていません。

学ぶためのステップ

事前連絡

たつの営農へ電話（0266-41-3624）



面接・見学

作業内容・時間・報酬・条件などを確認



手続き・開始

アルバイト契約 または 組合加入申込

方法 5: JA インターン制度で学ぶ

独立就農へ向け、効率的・安定的な経営者を育成するプログラム

Tatsuno Town
New Farmer's Guide

JA インターンの概要

将来的な独立就農を目指す意欲ある若者等を対象とした人材育成制度です。
既存の農家さんの元で実地研修を行いながら、技術や経営ノウハウを学びます。

参加条件 / 対象者

年齢: 概ね 18 歳 ~ 50 歳

JA 上伊那組合員であること

地域定住を確約できる人 (上伊那で 10 年間農業をできる人)

メリット

給与支給:

研修を受けながら年 210 万円の給料が得られます。(4 月、8 月、12 月支給)

手厚いサポート:

県の農村支援センターが伴走し、技術習得を支援。

就農後の補助金:

新規就農補助金として年間 150 万円の受給も可能。

認定資格:

「認定新規就農者」の取得を目指せます。

▲デメリット・注意点

場所の限定:

研修終了後、**10 年間**は上伊那郡内での就農が必須です。

長期的なコミット:

研修期間だけでなく、その後の農業の定着が求められます。

農業への真剣さが必須:

単なる体験ではなく、プロ農家としての独立が前提です。

学ぶためのステップ

① 窓口相談

役場農政係へ相談 → 県・JA へ



インターン研修

既存農家で実地研修 (給与あり)



③ 独立・就農

認定取得・補助金活用

新規就農者向けの補助金の一覧

Tatsuno Town
New Farmer's Guide

新規就農者インターン事業負担金

※別紙あり

本格的な就農前に農業体験（インターン）を行う研修生を受け入れるため、自治体やJA等が支出する運営予算のことです。

就農希望者のミスマッチ防止と、受け入れ農家の負担軽減を目的に、移住・就農の第一歩を支える「お試し期間」のための公的支援です。

補助金額

¥ 2,100,000

農作業機械購入等補助金

※別紙あり

担い手の育成や確保、経営規模の拡大、遊休農地の解消などを目的とした機械導入を支援。

条件：農業用機器等の購入金が30万円以上

補助金額

¥ 500,000

限度

新規就農者育成総合対策交付金（経営開始資金）

新規就農者向けの支援。経営が不安定な就農直後の生活を支えるための交付金です。

補助金額

¥ 1,650,000

一人当たり1年間で

辰野町で農業を始めるための5つの方法

Tatsuno Town
New Farmer's Guide

フィールド目線

本格的に農地を借りたい・探したい

1. 中間管理機構



2. 農地法3条



3. 農地バンク



スキル目線

農業を学びたい・体験したい

4. たつの営農で学ぶ



5. JA インターン制度



まずは辰野町役場 産業振興課 農政係へご相談ください

TEL : 0266-41-1111